

# 労務 ROAD

## ■今期の労務 ROAD を振り返って

いつも労務 ROAD をご覧いただきありがとうございます。  
今期の労務 ROAD は従来の法改正・助成金情報だけでなく、組織作りの事例として弊所の取組もご紹介しました。

### 男性所員の育休取得 (VOL.892)

[https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/02/労務 ROAD-VOL.892 \(2402-3\) .pdf](https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/02/労務 ROAD-VOL.892 (2402-3) .pdf)

▶弊所で男性育休を初めて取得した所員に、育休を取得するきっかけや思いなどについてインタビューしました。

### 福利厚生 (VOL.901)

[https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/09/労務 ROAD-VOL.901 \(2404-4\) .pdf](https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/09/労務 ROAD-VOL.901 (2404-4) .pdf)

▶弊所の福利厚生の中から、「カフェテリアプラン」「こども見学会」についてご紹介しました。

### 新卒採用の取組 (VOL.908)

[https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/06/労務 ROAD-VOL.908 \(2406-2\) .pdf](https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/06/労務 ROAD-VOL.908 (2406-2) .pdf)

▶弊所初の新卒採用について、注力したポイントをご紹介しました。

### 仕事と育児の両立のための取組 (VOL.915)

[https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/07/労務 ROAD-VOL.915 \(2407-5\) .pdf](https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/07/労務 ROAD-VOL.915 (2407-5) .pdf)

▶弊所の仕事と育児のための制度「育児短時間制度」「フレックスタイム制度」「ファミサポ40」についてご紹介しました。

### 非常勤テレワークの採用 (VOL.919)

[https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/08/労務 ROAD-VOL.919 \(2408-4\) .pdf](https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/08/労務 ROAD-VOL.919 (2408-4) .pdf)

▶テレワークの働き方や、実際に勤務しているテレワークパート従業員の声を掲載しました。



今期は弊所としても初めての新規学卒者を迎え、改めて組織作りの重要性について考えさせられた一年となりました。

来期も引き続き、弊所の取組をご紹介していきます。それに加えて、組織運営に関する実践的な内容についても記事にしていきたいと考えています。

労務 ROAD でこんな内容を取り上げて欲しい！こんな情報が知りたい！等のご意見がございましたら、ぜひお気軽に弊所担当までご連絡ください。

～労務 ROAD の FAX がご不要の場合は、お手数ですがご記入の上、ご返信をお願い致します。～

FAX 不要 (☑️チェックをお願い致します。)

社名: \_\_\_\_\_ FAX 番号: \_\_\_\_\_

VOL.924  
(2409-5)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集: 井村・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務は「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
- ✓ 労働保険料の分割払いで負担軽減 (年3回の分割納付)
- ✓ 事務の効率化: 労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合 (葛城経営研究会) へお気軽にどうぞ！

## 10月労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額の時決定の反映 (翌月徴収の場合)
- ・7～9月分の労働者死傷病報告の提出 (休業4日未満の労災等)
- ・年末調整の準備